

【平成26年第3回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成26年9月3日 市民委員長 山崎 直史

○「議案第94号 川崎市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第98号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

○「議案第99号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の制定について」

○「議案第100号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について」

○「議案第101号 川崎市保育の実施基準条例を廃止する条例の制定について」

○「議案第102号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

≪一括審査の理由≫

いずれも子ども・子育て支援新制度に係る教育・保育施設の設置基準等に関する内容であるので、5件を一括して審査

≪主な質疑・答弁等≫

* 地域型保育事業所等の施設間の連携に関する支援について

連携施設の確保については、市で地域型保育事業者の意向を踏まえ、調整していきたいと考えている。

* 公定価格の流動性に関する懸念について

現在、国からは単純に新制度に移行した場合の公定価格と、今後、消費税等の歳入による十分な財源確保がされた場合に採用される質の改善後による公定価格が提示されている状況である。質の改善後による公定価格については、国の予算編成作業によっては採用されない可能性があるため、その場合を考慮し影響を受けないよう、単純に新制度に移行した場合の公定価格を根拠として、市の加算額を検討している状況である。

* 幼保連携型認定こども園の職員体制について

条例では、幼保連携型認定こども園については、認定区分にかかわらず満3歳以上の園児へ教育課程に基づく教育を行うものであるが、35人以下を原則に学級を編制し、各学級で、専任の保育教諭を1人以上配置するよう定めるものである。また、認可保育所と同様、園児の年齢に応じて職員の数を定めており、保育時間によって途中で職員が交代するのではなく、同じ職員が保育を行う体制となっている。長時間保育については、認可保育所と同様、加配職員による交代制勤務や非常勤職員での対応を行うこととなる。

* 施設型給付の幼稚園や認定こども園への移行を検討している私立幼稚園が少ない要因について

市内の私立幼稚園については、現在、意向調査において移行を表明している施設は1割弱である。要因としては、新制度に関する国からの情報発信が遅れていることが考えられる。運営費に関する公定価格が示されたのが今年5月末であり、それから約1か月半の期間で意向調査を行うといった状況から、幼稚園事業者は慎重に検討したものと考えている。移行については来年度に限られるものではないため、平成28年度以降、移行する私立幼稚園が増加するものと見込んでいる。

また、認定こども園への移行が進まない要因として、保育士の確保、夏休み等の長期休暇への対応、低年齢児の保育に関するノウハウを持つ職員の配置及び調理施設の設置などの課題への対応が必要であることが考えられる。

*** 既存の認定こども園への支援について**

市内では、認定こども園が2園あるが、市へ新たな給付制度の内容等に関する相談が寄せられている。市としては、個別に対応し、新制度の仕組み等、詳細に説明しており、現在では、2園とも認定を返上することなく新制度へ移行する考えであると聞いている。

*** 認可外保育施設の新制度への移行に関する意向調査について**

認可外保育施設の意向調査については、8月末を締切として行い、現在集計等を行っているところである。移行する施設、年度及び移行に向けて抱える課題等を調査した。

*** 運営費等に係る市の単独加算の詳細な基準設定の時期について**

予算編成等に関することであるため、詳細な基準設定が提示できる時期は、来年2月頃を見込んでいる。

*** 市独自で行った保育士の確保のための就職相談会の成果と参加人数について**

就職相談会については、今年度から取組を行っているため、実際に就職に結びついた者等の集計による具体的な成果の検証は今後行うものである。今年8月2日には、保育施設だけでなく介護施設等を含め合同開催を行ったが、約100名の参加があった。

*** 保育士の確保に関するかながわ保育士・保育所支援センターの活用について**

求人募集を行う施設と就職希望者が互いに支援センターに登録し、支援センターにおいてマッチングを行っている。また、支援センターは県や横浜市等と連携して開設したものであるが、就職相談会を県内で年4回行う予定であり、本市で開催する相談会は、12月の開催を予定している。

《意見》

*** 認定こども園の設置については、市として今後更に推進していく必要があると考えている。移行が容易となるよう支援をしてほしい。**

*** 市の単独加算の詳細な基準設定については、施設運営の判断材料となるため、可能な限り速やかに行うようにしてほしい。**

*** 市として、幼保連携型認定こども園については、認可保育所と同等の職員の加配が必要であり、最低基準に対する上乘せ基準を別途、市の補助基準等において整備するとのことである。また、看護師等の配置、障害児の受け入れについても現**

行の認可保育所、幼稚園への支援を継続するとの意向であるため、今後必ずこの意向を保持してほしい。

- * 家庭的保育事業と小規模保育事業C型の保育者の資格や小規模保育事業B型に関する有資格者の比率の向上に向けた市の支援、居宅訪問型保育事業の保育者の専門性の担保に関しては、条例ではなく、別途要綱を定めることなどによる対応を検討していくとの意向であるが、本来であれば、条例で定めることが重要であると考え。移行に向けた5年間の猶予期間中、支援策を充実させ、事業者との丁寧な協議を行い、保育の格差を無くすよう努めてほしい。
- * 国は、実費徴収に係る補足給付を行う事業の項目を示しているとのことだが、補足給付の方法では介護保険の補足給付のように廃止されることがあり、不安定な支援だと思われる。本来は、国が安定的で平等な保育と公平な待遇を保障する公定価格を設定することが必要と思われるため、国に要望してほしい。
- * 子ども・子育て支援新制度の就学前の乳幼児に係る部分については、これまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、私立保育所以外は利用者と事業者との直接契約を基点とする現金給付の仕組みへの変更であるため、より一層、企業参入が進むと懸念している。また、現在示されている公定価格はあくまでも仮単価であり、当初1兆円超を必要とする財源は7,000億円しか確保のめどが立っていないとの報道があり、財源は依然として不透明と聞いている。拙速に実施するための無理な計画と枠組みがあり、保護者の様々な条件によって子どもへの格差が生まれる懸念があるなどの理由から、新制度については、賛成できない。また、保育所の保育室等が4階以上に設けられている場合の避難用階段等の要件が緩和されることに関して、災害時における子どもの安全性が確保できるか懸念がある。以上の理由から、議案5件については賛成できない。

《議案第 98号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第 99号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第100号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第101号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第102号の審査結果》

賛成多数原案可決